



茨城労働局発表
令和元年6月28日(金)

【照会先】

茨城労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 関 英之
労働紛争調整官 赤木 智治
【直通電話】029-277-8295

個別労働紛争に関する相談内容は、 7年連続で「いじめ・嫌がらせ」がトップ ～平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況～

茨城労働局（局長 ^{ふくもととしなり} 福元俊成）では、平成13年10月の法施行以来、労働関係について個々の労働者と事業主との間の紛争を円滑に解決するため「個別労働紛争解決制度」を運用しております。このほど、茨城労働局における平成30年度の同施行状況を取りまとめましたので公表します。

【平成30年度の相談、助言・指導、あっせん件数】	【29年度】
・総合労働相談件数	19,411件（前年度比2.3%減）【19,874件】
→うち民事上の個別労働紛争相談件数	5,306件（同6.4%減）【5,667件】
・助言・指導申出件数	201件（同16.9%増）【172件】
・あっせん申請件数	82件（同34.4%増）【61件】

※「民事上の個別労働紛争」とは労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く。）のことであり、以下「個別労働紛争」と言います。

1. 相談内容は、「いじめ・嫌がらせ」が7年連続でトップ（過去最高）

- ・ 総合労働相談件数は、平成17年度以降依然として2万件前後で推移しており、このうち、平成30年度における民事上の個別労働紛争に係る相談件数は、5,306件となりました（第1図参照）。
- ・ 「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数は、2,081件（前年度1,815件、前年度比14.7%増加）となり、個別労働紛争に係る相談内容のうち39.2%を占め、7年連続で最多となりました。「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数は、平成18年度以降増加し、平成30年度は初めて2,000件を上回り、過去最高の相談件数となっています（第2図参照）。

2. 職場のトラブル解決をサポートします

- ・ 茨城労働局では、労働局内及び県内8つの労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設け、以下の個別労働紛争解決制度を運用しております。
 - ① 総合労働相談・・・ コーナーにおいて情報提供・個別相談を行います。
 - ② 助言・指導・・・ 紛争当事者に対し、紛争解決に向けた助言を行います。手続きが簡易・迅速です。
 - ③ あっせん・・・ ADR（裁判外紛争解決制度）の一つです。学識経験者（弁護士など）が紛争当事者間の話し合いによる解決を仲介します。裁判手続と比べ簡易・迅速・柔軟・無料・非公開です。

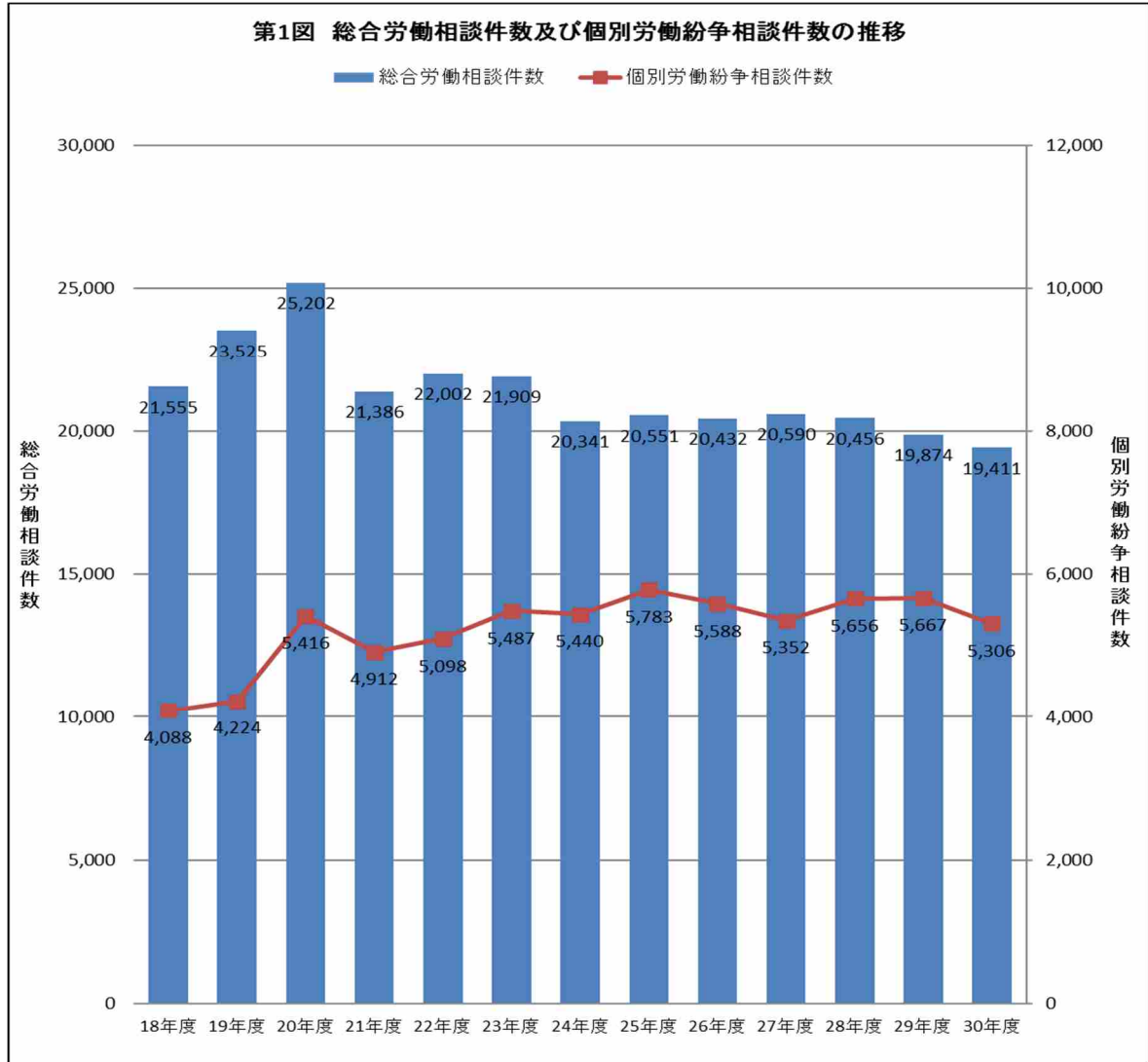
1. 相談受付状況

(1) 相談件数の推移

平成 30 年度に各総合労働相談コーナーへ寄せられた相談件数は、

- ・ 総合労働相談件数 **19,411 件**
- うち個別労働紛争に係る相談件数 **5,306 件**

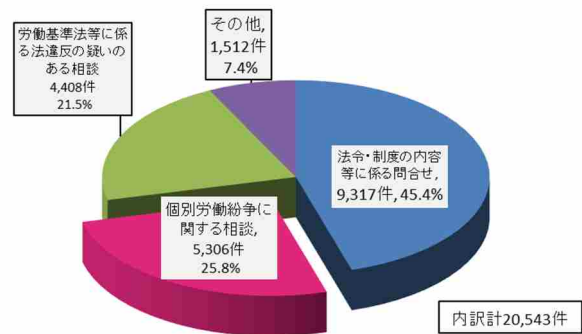
でした。総合労働相談件数については、ピークだった平成 20 年度からは減少していますが、平成 17 年度以降依然として 2 万件前後で推移しています。このうち個別労働紛争に係る相談件数は、5,306 件と 9 年連続 5,000 件を超える件数となっています(第 1 図参照)。



(2) 相談の区分

平成 30 年度の総合労働相談を相談の区分別にみると、法令・制度の内容等についての問い合わせが最も多く全体の 45.4% を占め、次いで個別労働紛争に関する相談が 25.8%、労働基準法等に違反の疑いのある相談が 21.5%となっています(第 1-2 図参照)。

第1-2図 平成30年度総合労働相談の内訳

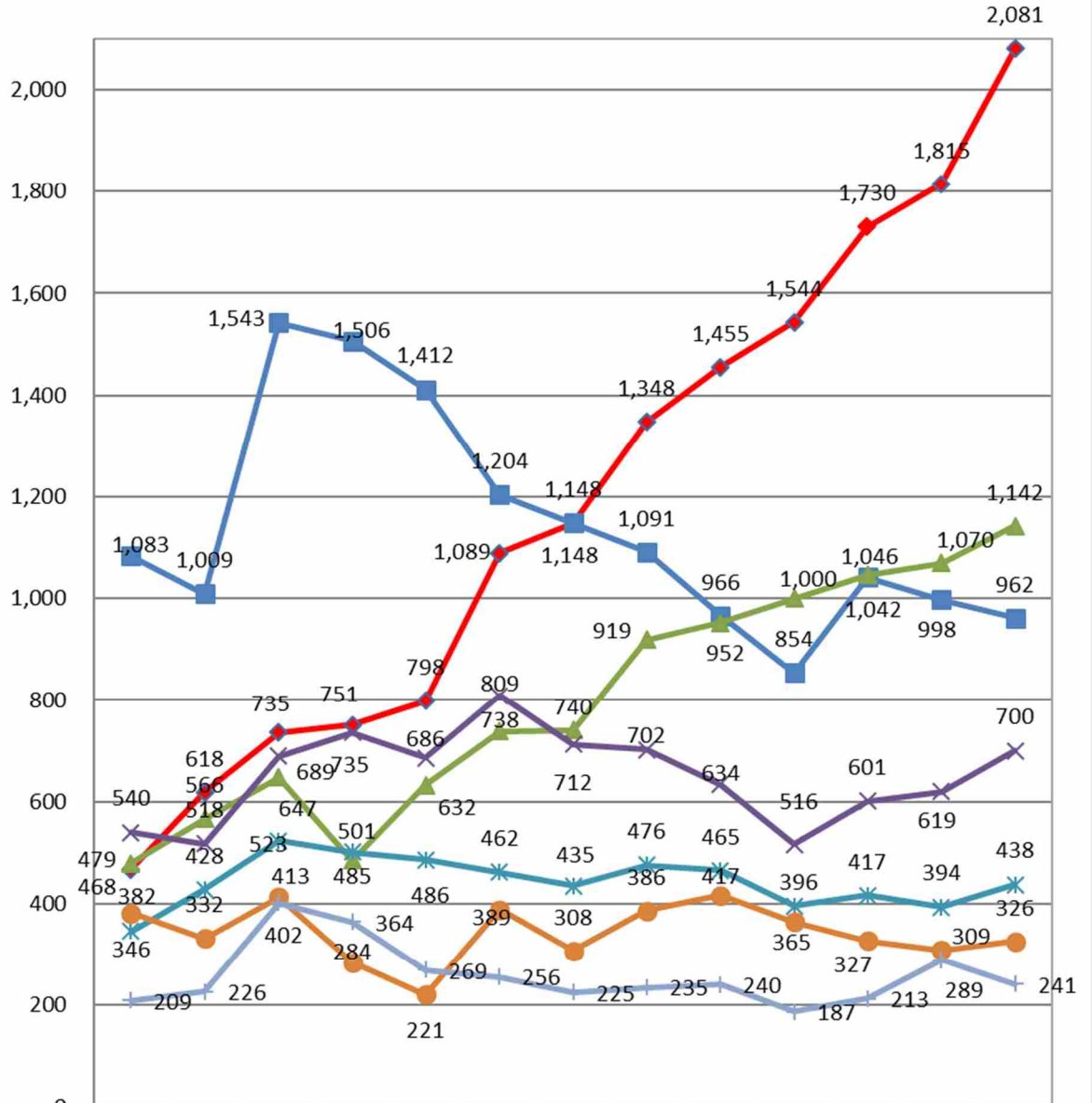


※ 1件の労働相談が複数の内容にまたがる場合があるため、内訳の合計は、20,543件となります。

(3) 内容別では7年連続「いじめ・嫌がらせ」がトップ

個別労働紛争に係る相談内容の内訳では、「いじめ・嫌がらせ」が過去最高を記録した前年度からさらに266件(14.7%)増加し、2,081件で過去最高を更新しました。「いじめ・嫌がらせ」は、平成18年度以降12年連続で増加しています。「自己都合退職」も増加傾向で、平成30年度は前年度から72件(6.7%)の増加となりました。一方で、「解雇」については、依然として1,000件前後で推移しています(第2図参照)。

第2図 個別労働紛争に係る主な相談内容の動向(件)



	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
いじめ・嫌がらせ	468	618	735	751	798	1,089	1,148	1,348	1,455	1,544	1,730	1,815	2,081
解雇	1,083	1,009	1,543	1,506	1,412	1,204	1,148	1,091	966	854	1,042	998	962
自己都合退職	479	566	647	485	632	738	740	919	952	1,000	1,046	1,070	1,142
労働条件引下げ	540	518	689	735	686	809	712	702	634	516	601	619	700
退職勧奨	346	428	523	501	486	462	435	476	465	396	417	394	438
賠償	382	332	413	284	221	389	308	386	417	365	327	309	326
雇止め	209	226	402	364	269	256	225	235	240	187	213	289	241

2. 助言・指導及びあっせんの状況

(1) 助言・指導申出件数は201件、あっせん申請件数は82件

個別労働紛争の解決を図るため、

①茨城労働局長による助言・指導

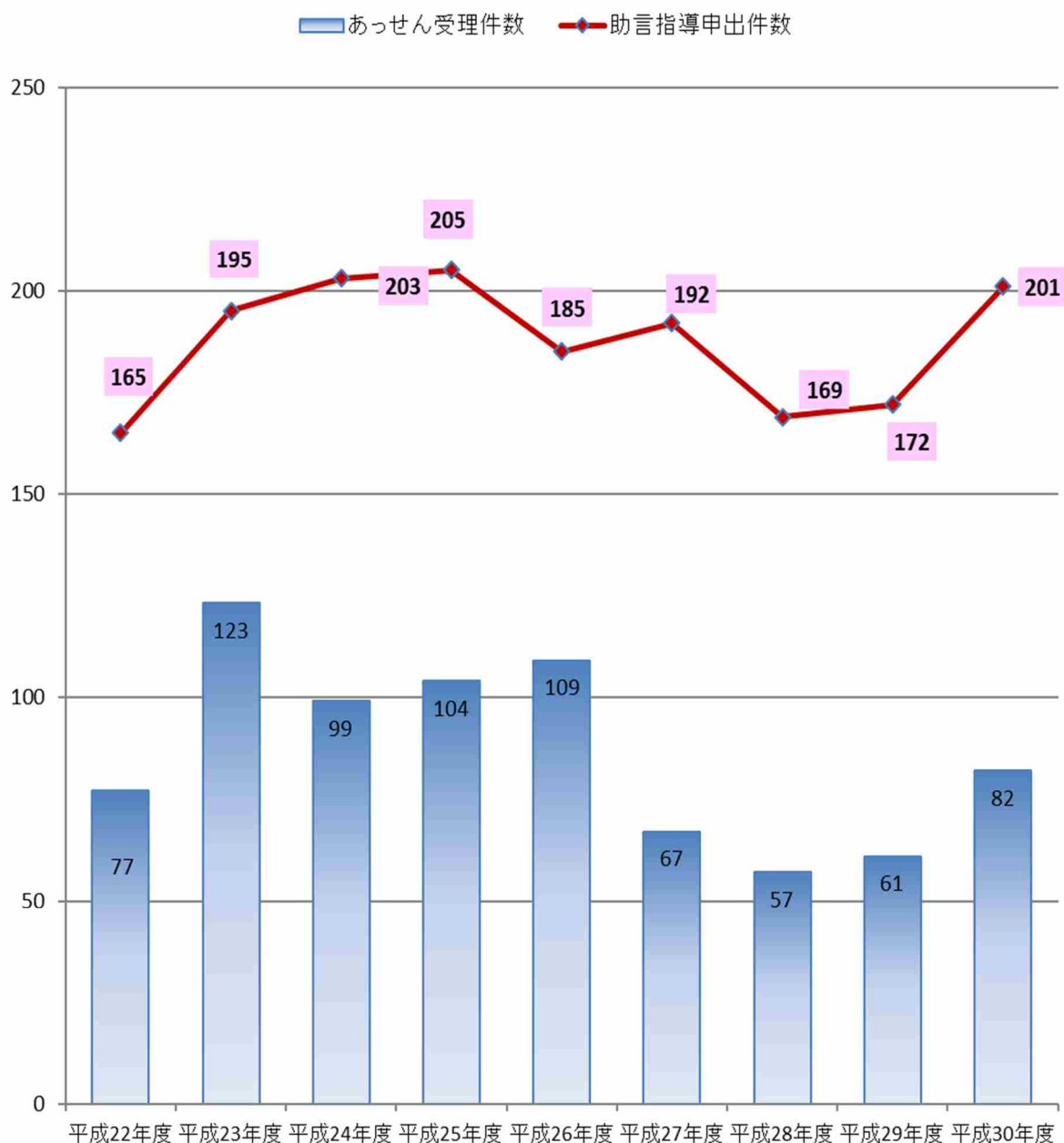
②茨城労働局長が委任した紛争調整委員会によるあっせん
を運用しており、これらの平成30年度の運用状況は、

・助言・指導申出件数 201件

・あっせん申請件数 82件

でした（第3図参照）。

第3図 助言・指導申出件数及びあっせん申請受理件数の推移



(2) 助言・指導について

① 申出内容の内訳

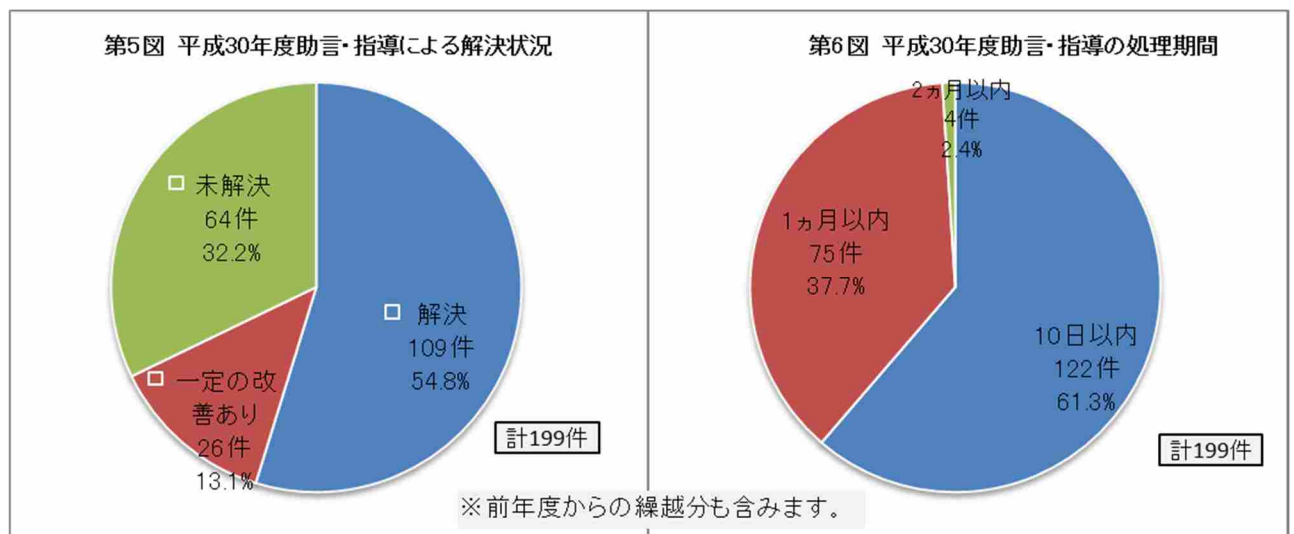
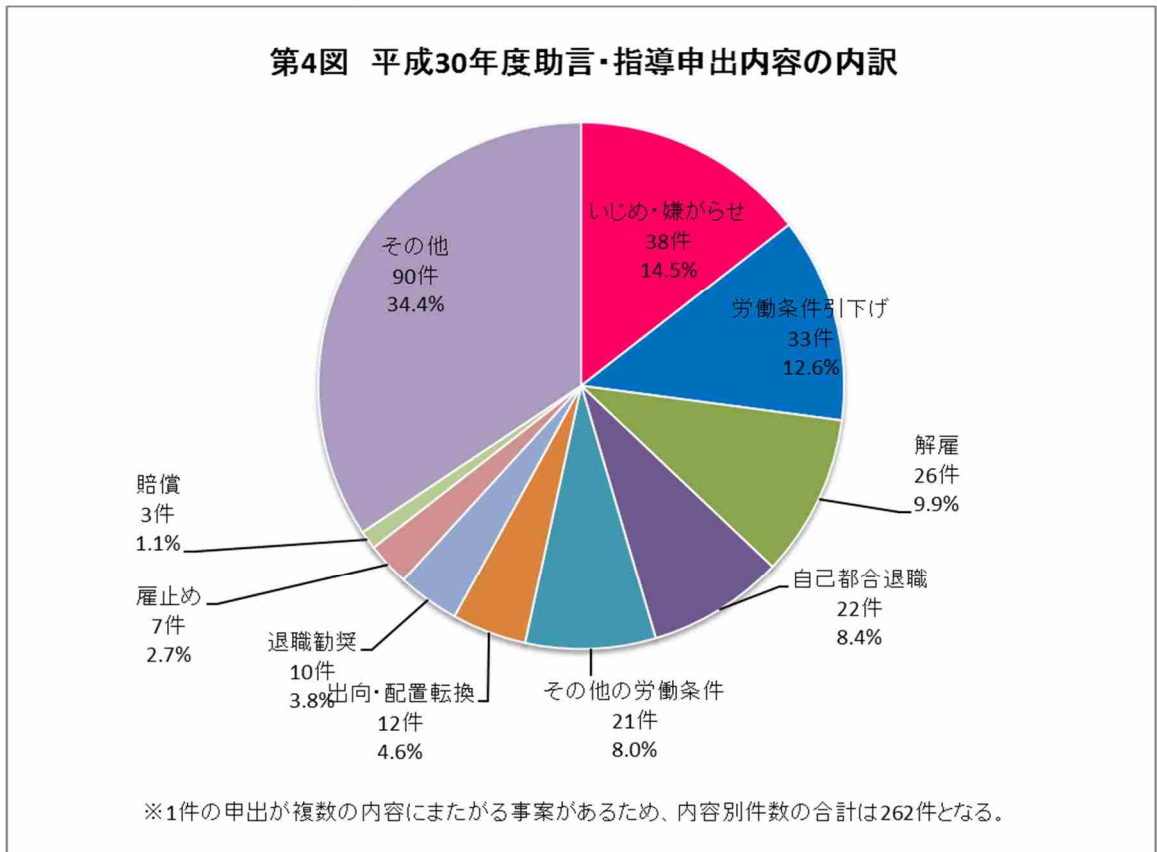
平成30年度の助言・指導申出内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が38件（14.5%）と最も多く、次いで「労働条件引下げ」が33件（12.6%）、次いで「解雇」が26件（9.9%）となりました（第4図参照）。

② 解決状況

平成30年度内に助言・指導の処理が終了した199件の解決状況は、「解決」が109件（54.8%）、「一定の改善あり」が26件（13.1%）、「未解決」が64件（32.2%）となりました（第5図参照）。

③ 処理期間

助言・指導による処理期間については、「10日以内」が122件（61.3%）、「1ヵ月以内」が75件（37.7%）でした（第6図参照）。



(3) あっせんについて

① 申請内容の内訳

平成30年度のあっせん申請内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が44件(37.3%)で最も多く、次いで「解雇」が23件(19.5%)、次いで「労働条件引下げ」が17件(14.4%)となりました(第7図参照)。

② 手続の終了区分

平成30年度にあっせん手続を終了した77件のうち、「合意成立」が36件(46.8%)、紛争当事者の一方があっせんに不参加であった「打切り(不参加)」が18件(23.4%)、あっせんを開催したものの合意に至らなかった「打切り(不調)」が18件(23.4%)でした。「申請の取下げ」を除いたあっせん参加率は73.9%となり、あっせんを開催した場合の合意率は64.7%でした(第8図参照)。

③ 処理期間

平成30年度にあっせん手続を終了した77件のうち、「1ヵ月以内」に処理を終了したものが21件(27.3%)、「2ヵ月以内」が33件(42.9%)で、全体の70.2%が2ヵ月以内に手続を終了しています(第9図参照)。

